

厚生労働省 緊急人材育成支援事業(基金訓練)

【認定番号 22-40-03-19-0776】

ハーブ・アロマアドバイザー科

受講料0円



カラダと心の
キレイを仕事として
チャレンジして
みませんか？



アロマトリートメント、
気持ちいいカラダと
心のためのホリスティック
ビューティーコース。

募集
期間

平成22年12月3日(金)～
平成22年12月28日(火)

選考日

平成23年1月5日(水)
選考結果通知日/平成23年1月6日(木)

訓練
期間

平成23年1月27日(木)～
平成23年4月26日(火)

ハーブ・アロマアドバイザー科は、ハーブ・アロマに興味があり、訓練修了後、ハーブ・アロマ業務関連の企業への就労を目指す方を対象とした講座です。ハーブ・アロマの知識を活かした専門指導により、ボディケア、アロマショップ、インストラクターとして、即戦力となる人材を育成します。受講期間中、条件を満たす対象者は、10～12万円の訓練・生活給付金が毎月支給されます。詳細はハローワークにてご確認ください。

ハーブ・アロマアドバイザー科 実践演習コース

- 募集定員 25名
- 訓練場所 松口レディースクリニック内スタジオ
- 訓練時間 13:00～19:00
- 訓練期間 平成23年1月27日(木)～
平成23年4月26日(火)
- 受講料 無料 ※要教材費等14,800円
※資格取得における受験料・登録料等も
資格取得希望者の自己負担となります。
- 選考試験日 平成23年1月5日(水)
- 選考場所 草草R3HOUSEアロマギャラリー
福岡市早良区弥生1丁目1-1-2F
※駐車場は完備しておりません。
来校際は公共交通機関をご利用下さい。
- 申込締切 平成22年12月28日(火)
- 申込方法 最寄りのハローワークで受付後、問い合わせ先へ
ご連絡ください。詳細をご案内いたします。

第1回 説明会

日時：平成22年12月9日(木)
時間：①13:00～14:00、②14:00～15:00
場所：松口レディースクリニック内スタジオ
(福岡市早良区千隈3丁目14-1)

第2回 説明会

日時：平成22年12月23日(木)
時間：①13:00～14:00、②14:00～15:00
場所：草草R3HOUSEアロマギャラリー
(福岡市早良区弥生1丁目1-1-2F)

見学会

日時：毎週金曜日(平成22年12月3日～28日)
時間：13:00～15:00
場所：草草R3HOUSEアロマギャラリー
(福岡市早良区弥生1丁目1-1-2F)

説明会・見学会は、予約制になっております。ご希望の方は、開催前日までに下記の問い合わせ先へご予約をお願いいたします。

問合せ先

特定非営利活動法人健康・介護・ホリスティック協会 〒814-0014 福岡市早良区弥生1丁目1-1-2F
TEL.092-845-6938 FAX.092-403-8549 受付：10:30～18:00(担当：福田)
【ホームページ】<http://www.wscjapan.com> 【メール】info@wscjapan.com

■ハーブ・アロマアドバイザー科 実践演習コース 講座内容

学 科	入所式・OA・退所式	講師紹介、受講者自己紹介、教材の確認、カリキュラムの説明、修了証授与等	9h
	衛生学	安全衛生法規の取得	9h
	ハーブ理論	ハーブの歴史、活用法、保存方法、注意点等の基礎・応用理論	18h
	アロマ理論	アロマの歴史、活用法、精油、アロマベリートリートメント、健康学等の基礎・応用理論	18h
	安全講習	労働災害と対策、安全管理の必要性の習得	12h
	マネージメント	ハーブ・アロマサロンにおける運営・管理・販売方法の習得	12h
	就職支援	社会一般教養(電話対応、顧客対応、挨拶、面接トレーニング、履歴書・職務経歴書指導)	30h
実 技	サロンワーク実習	①ハーブ実践 ハーブの活用法、販売管理のノウハウ習得、実践 ②アロマ実践 アロマセラピーの基礎・応用、アロマベリートリートメント、アロマグッズ作製の実践 ③サロン管理実践 サロンの運営、管理、販売(ロールプレイング)、ハーブ検定対策	180h
	CPR・AED	心肺蘇生法、AED	12h
他	職場体験・見学	職場体験、職場見学	24h

■基金訓練を受講できる方

- ①ハローワークに求職申込みを行っている方。
- ②ハローワークにおいてキャリア・コンサルティングを受けて、基金訓練の受講勧奨を受けた方。
- ③訓練を受けるために必要な能力等がある方。
- ④過去に公共職業訓練を受講したことがある方は、訓練修了後1年以上経過した方。
- ⑤原則、雇用保険受給資格がない方。

■再就職のために必要ないとハローワークが判断した場合には、上記の条件を満たしていても希望した訓練を受講できない場合があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記試験等)が行われる場合があります。

■基金訓練を受講する方は、一定の要件を満たせば、訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。詳しくはハローワーク窓口にお問い合わせ下さい。

■訓練・生活支援給付金について

職業訓練を受講している期間中、生活保障として、被扶養者のいる方12万円、それ以外の方10万円の「訓練・生活支援給付金」が支給されます。

以下のすべてに該当する方が、訓練・生活支援給付金の支給対象となります。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④ 申請時点で年収見込が200万円以下、かつ世帯全体の収入見込が300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方

■注意事項

◎遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。◎一定の要件を満たされた方に支給されます。◎選考の結果、合格された方は現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨通知書の交付を受けて下さい。訓練・生活支援給付金を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。◎収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込が200万円以下になるようであれば認められます。◎世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。◎主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

■訓練場所

松口レディースクリニック内スタジオ

〒814-0163 福岡県福岡市早良区干隈3-14-1



エステ・アロマへの関心が高く、将来エステ・アロマ業務関連の企業への就労、また独立をお考えの方のご応募を心よりお待ちしております。

■お問い合わせは

特定非営利活動法人健康・介護・ホリスティック協会

〒814-0014 福岡市早良区弥生1丁目1-1-2F

TEL.092-845-6938 FAX.092-403-8549

受付：10:30～18:00(担当：福田)

【ホームページ】<http://www.wscjapan.com>

【メール】info@wscjapan.com

